【三菱健康保険組合に被扶養者の申請をされる被保険者の方へ】

健康保険は被保険者ばかりではなく、家族も加入できます。
加入できる家族を被扶養者といいます。
被扶養者として認められるためには､主として被保険者の収入によって生計を維持されている三親等内の親族であることが必要です。また、扶養条件によっては、同居であることや収入額（※）などに要件があり、それに応じた証明書類の提出が必要となりますので、不明な点は勤務先又は健保組合までお問い合わせください。

被扶養者として認められる三親等内の親族とは、以下の表をご参照ください。
また、申請に当たり一般的に提出が必要となる書類は右頁のとおりです。なお、扶養条件によってはこの他に特別な書類が必要になる場合があります。

当組合の被扶養者認定基準により、被扶養者として認められるためには、申請家族の収入額が、年間 130 万円未満（＊）であることと定められています。
＊19 歳以上 23 歳未満の方（被保険者の配偶者を除く）は 150 万円未満
＊60 歳以上、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害のある方は 180 万円未満

三親等内の親族表

＊ 丸数字①～③は親等を表しています。
＊ □ の人は「生計維持関係」があることが要件です。
＊ ▭ の人は「生計維持関係」と「同一世帯に属している」ことが要件です。

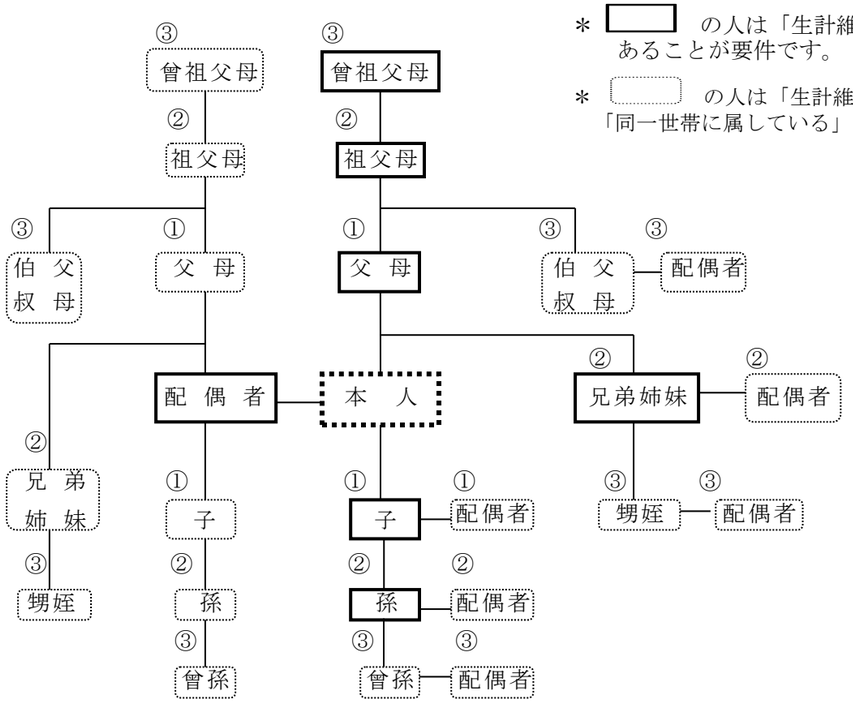

【被扶養者となるための必要書類】

1．「健康保険被扶養者(異動)届」

2．「被扶養者申請報告書」（申請家族が１８歳以上の場合に提出。
実子以外･扶養異動の場合は１８歳未満でも提出してください）

3．その他、申請内容により以下該当項目で挙げる書類

認定対象者が	必要添付書類
年金の受給があるとき（開始予定を含む）	振込通知書の写し（直近の受給金額がわかるもの）
パート・ｱﾙﾊﾞｲﾄなどの収入があるとき	その額を証明する書類　（直近の給与明細３ヵ月分など）
自営業（農業を含む）をしているとき	その収入額を証明する書類又は確定申告書の写し（青色申告決算書の損益計算書の写しを添付のこと）
不動産の賃貸収入等があるとき	
投資による継続性のある収入があるとき	その収入額を証明する書類又は確定申告書の写し
失業給付等の受給が終了したとき	雇用保険受給資格者証の受給終了日が記載された頁の写し
出産・傷病手当金の受給があるとき	受給日数及び受給金額を証明する書類
扶養異動するとき	①これまで扶養していた方の収入を証明する書類 ②健康保険資格喪失証明書（国保の場合は不要）
障害者のとき	①障害者手帳の障害欄のページの写し ②障害年金受給者の場合は受給金額を証明する書類
18 歳以上で無職無収入のとき	非課税証明書 ただし、続柄が子で学生の場合は在学証明書でも可。 （18 歳で高校在学中のみ特例として全て省略可）
退職したとき	退職日が確認できる書類（退職証明書、退職日の記載された源泉徴収票、雇用保険離職票―Ⅰ・Ⅱの写しなど）
農業、自営業を廃止したとき	農業、自営業の廃止届の写し
別居している場合 （単身赴任・学生による場合を除く）	①仕送り証明（直近３ヵ月分の振込明細書の写しなど） ②申請家族の住民票（続柄を省略しない世帯全員のもの）
同居の配偶者、18 歳未満の同居の実子以外の三親等内の親族である場合	申請家族の住民票（続柄を省略しない世帯全員のもの）
内縁配偶者（及び内縁配偶者の連れ子）	①被保険者との身内関係が確認できる書類（住民票など） ②被保険者に扶養されていることを証明するもの （被扶養者申請報告書に事業主が証明印を押印する等） ③被保険者及び申請家族双方の戸籍謄本 （注）連れ子は 18 歳未満の場合でも添付が必要です。
被保険者と申請家族の姓が異なるとき	被保険者との続柄が確認できる書類（住民票など） （注）18 歳未満の場合でも添付が必要です。
養子縁組したとき	
配偶者の連れ子の場合	
外国籍の場合	①在留資格及び期間がわかる書類（在留カードの写しなど） ②被保険者との続柄が確認できる書類（住民票など） （注）18 歳未満の場合でも①②の添付が必要です。